平成 29 年度第 5 回 企業向け人権啓発講座（京都市主催・中小企業庁委託事業）

ハラスメントを防ぐには？
～今，企業に求められる防止策～

参加費無料

平成２９年１月に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され，妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント措置を講ずることが事業主に義務付けられました。

職場では，パワハラ，セクハラ，マタハラなどの様々なハラスメントが起こる可能性があり，企業としては，防止に向けた雇用環境づくりを進めていく必要があります。

今回は，ハラスメント防止の専門家を講師に招き，講演とロールプレイを通して，実践的な対策を学ぶ機会とします。

講演及びロールプレイ　三木（みき）　啓子（けいこ）　（アトリエエム株式会社　代表取締役）

民間企業，男女共同参画センター等で勤務の後，2005 年にアトリエエム株式会社を設立，代表取締役に就任。パワハラ，セクハラ，マタハラ，ＬＧＢＴ等のハラスメント防止研修，人権研修，メンタルヘルス研修並びに人材育成事業等を行っている。

特にハラスメント防止については，オリジナルプログラムでのセミナー（研修）を企業，行政機関，教育機関，各種団体等で多数実施。ロールプレイやグループワークを取り入れたセミナーは，実践的で分かりやすいと好評で，メディアでも紹介されている。研修用ＤＶＤと冊子も多数製作している。1959 年生まれ。

主な著書：「ＬＧＢＴを知ろう」2017 年，「セクハラ・パワハラ　その現状と防止対策」2016 年，「セクハラ・プリベント」2015 年，「ここが知りたかった！ハラスメントＱ＆Ａ」2015 年　など

日　時　　平成２９年１０月２日（月）１４：００～１６：００

会　場　　京都市男女共同参画センター　ウィングス京都　セミナー室（２階）

（中京区東洞院通六角下る御射山町２６２番地）

対象者　　京都市内に事業所のある企業等の経営者層，総務・人事責任者，人権研修推進者等

＜ 交通アクセス ＞

・地下鉄「烏丸御池駅」下車
　５番出口から徒歩約５分
（エレベーター設置出口３－２番から徒歩約６分　約４８０m）

・地下鉄「四条駅」又は阪急「烏丸駅」下車
　20 番出口から徒歩約５分
（エレベーター設置出口１９番から徒歩約５分　約４４０m）

御来場の際は，京都市営地下鉄等，公共交通機関を御利用ください。

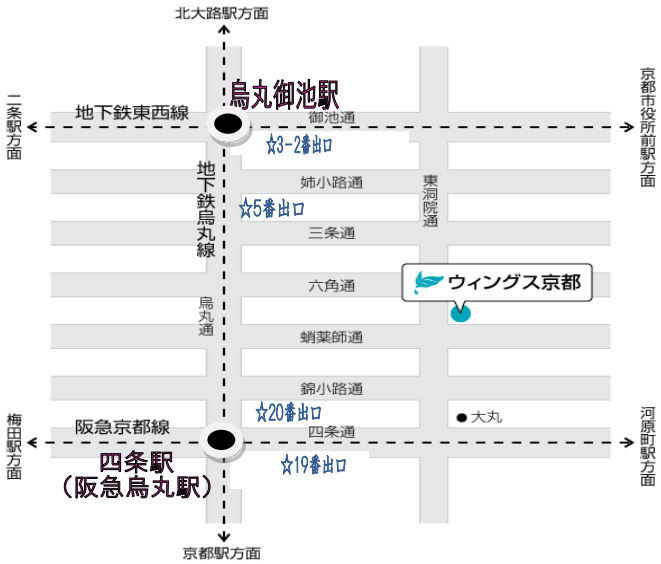

【申込期間　平成２９年４月１７日（月）～９月２５日（月）先着８０名】

裏面の申込書*に必要事項を記入してＦＡＸ（０７５－３６６－０１３９）でお送りいただくか，電子メール（jinken@city.kyoto.lg.jp）に必要事項を記載して，送信してください。

（*ホームページからダウンロード可）

＜お問合せ＞

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課（企業啓発担当）
電話　（０７５）３６６-０３２２（ 平日の午前８時４５分～午後５時３０分 ）
*ホームページ　「京都市：トップページ(http://www.city.kyoto.lg.jp/ 又は左記名称で検索)」から
画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権▸企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。

京都市 CITY OF KYOTO